

一般財団法人 社会変革推進財団 事業運営平衡基金規程
(2020年5月15日制定)

(基金の設置)

第1条 定款第4条に掲げる事業（以下「事業」という。）の円滑な推進を図る目的をもって、収入金額の変動に対処するため事業運営平衡基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金への繰り入れ)

第2条 基金は、2019年10月1日付で吸収合併した一般財団法人社会的投資推進財団より引き継いだ事業運営平衡基金の額（30,000,762円）をもって設定するものとし、その後は、資金収支予算書に計上された金額を繰り入れるものとする。

(基金の取り崩し)

第3条 基金は、当該年度の適正な規模の事業を行おうとする場合において、基金取り崩し以外の当該年度の収入では、その資金をまかなうことが困難と認められるとき、又は不時に若しくは一時に多額の資金を必要とする事業を行おうとする場合において、その所要資金をまかなうときに取り崩すものとする。

第4条 基金の取り崩しは、当該年度における事業計画に基づき、資金収支予算書の「事業運営平衡基金取崩し」の科目に収入として受け入れて行うものとする。

(基金利息の処理)

第5条 この基金より生ずる利息は当該基金へ繰入れない。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会が決定する。

附 則 (2020年5月15日)

本規程は、2020年5月15日から施行する。